

第三者評価結果

事業所名：ヨコハマさくら保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>園の全体的な計画は、保育所保育指針に沿い、園の理念や保育の方針、目標に基づいて作成されています。幼児の終わりまでに育て欲しい10の姿、養護と教育の子ども総合的な心身の発達のために保育所が目ざす目標を「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を踏まえ、施設長が策定しています。全体的な計画は今年度作成されており、園では全体的な計画を全職員に周知することを課題として挙げています。園の理念や方針に基づき、幼児の終わりまでに育て欲しい10の姿、地域の実態などの各項目に沿って全職員に周知されると良いでしょう。また、全体的な計画について、定期的な評価を行うには至っていません。今後は定期的に評価を行い次年度の作成に生かされるとのことですので、評価、見直しの際には、保育にかかわる職員が参画して話し合ったり、意見を集約して次の計画に生かされたりするなど、今後の取り組みに期待します。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では3年前に全面的なリフォームを行い、園舎内外は明るくきれいで清潔感があります。玄関から保育室を通して園庭を見通すことができ、玄関ホールも広々として子どもが心地よく過ごせるようになっています。全保育室は南向きで全面的窓から太陽の光が注ぎ込んでいます。全館の空調は事務室でコントロールしていて、室内の温度や換気、採光などは各保育室にあるエアコンや換気口で子どもが快適に過ごせるように調整しています。遊具や素材は通常は保育室の扉付きの棚に入っていて、子どもの状態に合わせてくつろいだり、落ち着けたりできる場作りの工夫を行っています。清掃予定表があり、月曜日から土曜日までの日々の清掃場所と清掃内容が細かく記載されていて、それに沿って実施され清掃も行き届いていて清潔です。手洗い場やトイレは年齢に合わせた便器の大きさやトイレットペーパーの位置を変えるなどの安全の工夫がされていて明るく清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では自由保育を中心に保育を行っており、子ども一人ひとりの発達や個性を大切に、自主性を発揮し自分らしく自由に表現する子どもの姿を尊重し、対応しています。生活リズムも一人ひとりの違いを認め、その子どもに合わせた配慮をしています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、優しく接することを基本としていて、保育士は穏やかで優しい口調で話をしています。自分の気持ちが十分に表現できない子どもには、ゆっくりと話を聞いたり代弁したりして欲求を受け止めています。第三者評価の利用者調査では、保護者から「先生方が規則よりも気持ちや意志を尊重してくれる雰囲気があり明るく優しい」という感想も寄せられています。「早く早く」などのせかす言葉や「ダメ」などの制止や禁止の言葉はできるだけ少なくして、子どものやろうとする姿を見守るようにしています。見かけた時は、その場で良い方法を伝えたり、クラス会議やリーダー会議の中で話し合ったりして改善をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園での食事や排泄、着脱、手洗いなど基本的な生活習慣は、発達に合わせて子どもがやりたくなるような言葉かけや環境を用意して、子どもの「自分でできた」という気持ちを大切にしています。トイレットトレーニングは各家庭と相談して個々に進めています。歯磨きやうがいは2歳後半から取り入れ、どの保育士が指導しても同じになるように歯磨きの方法は園全体で共通にしています。スプーンや箸の使い方などは正しい持ち方を繰り返し伝え、子どもが覚えられるようにしますが、無理強いはせず様子を見ながら伝えています。衣服の着脱でやりにくそうな時は、さりげなく手伝ったり、コツを伝えたりして自ら行えるような援助や言葉かけをしています。新型コロナウイルス感染症予防のために、家庭での教育もあり、子どもに手洗いやうがいの習慣が身につけているクラスが多くなっています。早寝早起き、トイレへ行く、など基本的な生活習慣を身につける大切さがわかるように、紙芝居やパンフレットなどを用いて視覚で子どもに働きかけています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各保育室の前には遊びたくなる園庭やベランダがあり、子どもが自発的に生活と遊びに取り組みめる環境が整備されています。戸外で遊ぶ時間は確保されていて、子どもが走ったり登ったり、体を動かすことができるように、保育士は鬼ごっこへ誘ったり巧技台を組み立てたりして、活動の援助をしています。また、室内でも自発的に遊びに取り組みめるようにお絵かきコーナーや絵本棚などを設置しています。遊びや生活の中で人間関係がはぐくまれるように、乳児には「持っていたものを取られたら悲しい。貸してって言おうね」などと気持ちを代弁し、幼児では自分の思いが伝えられず困っている時に見守り、自分で言えた時に認めて褒めるなど、各年齢の発達にあった援助をしています。4、5歳児では、消防署見学など、地域の社会体験が得られる機会を設けています。見学へ行く道中や散歩では、右側通行や信号の見方など、子どもが社会のルールやマナーを身につけていけるように配慮しています。ベランダや園庭では季節の野菜や草花の栽培を行い、身近な自然と触れ合う機会を作っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児では、子どもの反射神経、授乳状況、全身運動、手指の動き、感情などの発達を目安、保育者のかかわり、健康状態、家庭との連携などを個別に毎月記録しています。ボールやトンネルなど子どもが興味や関心を持てるような遊びや、環境づくりに配慮しています。月齢順に4つのグループを作り、子どもとていねいにかかわり、保育士との愛着関係が築けるようにしています。0歳児は発達の過程の差が大きいので、おやつを食べる子、食べない子で分けたり、遊ぶ時にパーティションやクッションのついた大型積み木などでコーナーを作り、それぞれの子が落ち着いて遊べるようにしたりしています。日々、少し大きめの連絡帳を使い、園からは時系列で午睡や排便、園での子どもの様子を、家庭からは昨夜から朝の食事や家庭での子どもの様子などを、互いに詳しく記載し、連携を密にしています。保育士は保護者と明るく楽しい会話を心がけ、子どもにも雰囲気を感じ取ってもらうようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1歳児は月齢順に2つのグループに分けて、発達に応じた保育方法を行っています。1、2歳児では、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、探索活動ができるように見守り、無理なく活動できるように援助しています。お互いの存在に気づき、やり取りができるようになるので、子ども同士のトラブルの時には、一方的に決めつけるのではなく、保育士は仲立ちをして互いの思いを伝えていきます。砂場や三輪車などを活用して、子どもが安心して自発的に活動できるように配慮しています。保育士はイヤイヤ期も自我の成長の節目の一つとして受け止めて、適切なかかわりをしています。1歳児は1か月ごと、2歳児は2か月ごとに食事や全身運動、手指の動き、言語や認識、感情や人間関係などの発達を目安、排泄、家庭との連携、保育者のかかわりなどを記録して、適切な保育環境の整備に努めています。朝の受け入れ時には家庭と連携して、必ず連絡帳を手渡しで受け取り、家庭での様子を聞き、一人ひとりの子どもの状況に応じて取り組めるよう配慮をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3~5歳児の年間指導計画は、養護と教育の両面からねらいが記載されています。3歳児では、保育士や友だちと親しみ、友だちと触れ合いながら安心して遊びに取り組めるように、保育士は遊具や用具の安全な整備や準備をしています。4歳児は、保育室が3階になり環境が変化しますが、友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを楽しめるように、ルールのある遊びを提示したり、経験したことを友だちの前で発表したりできる機会を作っています。トラブルが起きた時は双方の思いを聞くようにしています。5歳児になると何事にも進んで挑戦し、自分の力を発揮して行動できるように、行事の準備を子どもたちと進めたり、自分たちで遊びを計画して発展させたりする場も作っています。コロナ禍の状況を踏まえ、今年は特例として5歳児の行う劇は保護者に見てもらえる機会を作っています。4、5歳児には週1回程度、30分ずつ英語教室を実施していますが、強制的に単語や発音を覚えるのではなく、英語を楽しむことをねらいとしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では、障がいのある子どもの受け入れを積極的に行っています。子どもが落ち着いて園生活を送れるように保護者や関係機関と連携して、より良い環境の中で発育できるように努めることを方針としています。統合保育を行い、障がいのある子どもとほかの子どもが優しくかかわることで、ともに心の成長につなげています。障がいのある子どもの指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけ、一貫した援助ができるように配慮しています。障がいのある子どもが入園する際には事前に連絡があり、途中入園はほとんどなく、約5年間の園生活を過ごしています。鶴見区東部療育センターとは密な連携を図り、年1回の巡回訪問のほか、必要に応じて相談をしたり助言を受けたりしています。子どもがセンターに通所後は、保護者より必要な情報や資料をもらって園での保育に生かしています。園では、障がいを個性の一つとして捉えているので、本人も周りの子どもも特別な扱いではなく普通に接しているため、保護者にも特別な伝え方はしていません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 長時間を園で過ごす子どもたちのために家庭的でゆったりと過ごせるよう配慮しています。延長保育を利用する3~5歳児は、18時30分に2階から1階に降りてきて、0、1歳児の部屋に合流します。ブロックや折り紙などを用意して環境を整えています。異年齢の子どもといっしょに過ごすので、走らない、大きな声は出さない、などの約束は子どもも知っていて実行しています。異年齢交流の機会の場合にもなるので、年下の子どもの接し方も伝えています。年齢に関係なく遊べるブロックなどを出しておくことで年上の子どもの年下の子どもの間に作ってあげたり、おやつのおしぼりのお世話をしたりするなど、優しく接しています。おもちゃの提供や配置は子どもの年齢や人数によって変えています。活動は計画的に行い、延長保育日誌に記録しています。保育士同士の引き継ぎや伝達は、伝達ノートで確実に実行しています。連絡事項のある保護者には、クラスの保育士が直接話をしたり、連絡帳にていねいに記録をして遅番保育士が説明をしたりして、連携が十分に取れるように配慮しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>例年は、近隣の3つの小学校の先生が、就学する子どもの様子を見に園に見学に来ていましたが、コロナ禍の今年度は実現できませんでした。見学には来られませんが、3学期には就学予定の子どもや保護者の様子についての聞き取りの電話があり、連携しています。学校便りを受領するなどの交流もあります。その中の1校から毎年5月頃に小学校見学の誘いがあります。また、学区域の小学校の校庭を借用して運動会を開催しています。5歳児クラスでは、年度後半から自分のハンカチで手を拭くほか、マスクの使い方など生活面の自立に向けて取り組み、ひらがな遊びなどにより、小学校入学以降の生活について見通しを持てる機会を作っています。保護者にも協力を呼びかけ、就学後の生活の見通しが持てるように連携しています。さらに、地域の小学校との交流会や横浜市幼保小研修会に参加して、就学に向けた小学校との連携を図っています。施設長の責任のもと、5歳児担任が中心となり保育所児童保育要録を作成して小学校に郵送しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>「健康・保健マニュアル」に子どもの健康観察方法や感染予防対策、呼吸確認方法、嘔吐物処理などが記載されています。「保育における保健計画」には、1年を4期に分けて、保健行事、目標、保育士が行う事、家庭連絡の項目など、保育士が行動すべきことを記載しています。子どものけがに関しては、事務室に「怪我ノート」があり、全職員が必ず確認して情報共有をし、保護者に伝えています。入園時には、生活状況とともに健康台帳に予防接種記録や既往症、アレルギーの有無などを記入してもらい、一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知、共有しています。入園後の子どもの健康に関する必要な情報は、連絡帳などで常に情報が得られるようにしています。園にはAEDが設置され、消防署からの研修や園内研修で使用方法を職員が確認し合っています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、チェック表を使用して、0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回確認しています。保護者には重要事項説明書で情報提供をしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>入園時に生活状況や入園前の予防接種、既往症、健診の有無などを把握し、健康台帳に記入しています。入園後に予防接種など受けた時には連絡帳で知らせてもらい、健康台帳に記入しています。健康診断と歯科健診は、全園児対象で年2回実施、視聴覚健診を3歳児のみが年1回、尿検査を3～5歳児対象に年1回実施しています。健診の結果は健康台帳に記録し、保育士や栄養士など関係職員に周知しています。毎月の身長体重測定の結果も健康台帳に記録して、0～5歳児までの6年分の成長の様子が一目でわかります。歯科健診の後には改めて歯磨き指導を行い、保育に反映させています。健診結果により体重の増減など、気になる子どもには運動面などに目を向けるなど保育に反映し、栄養士にも報告し、食事の様子を見てもらうなど、連携して改善に努めています。家庭と園の双方で子どもの育ちを助長させるために保護者にも健診の結果を伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>食物アレルギーに関する給食室や配膳、誤飲時の対応などを含む「園におけるアレルギー対応ガイドライン」を作成しています。保護者は医師に横浜市の「アレルギー疾患生活管理指導表」を記入してもらい、園に提出しています。職員会議でアレルギーの子ども様子や慢性疾患の薬の預かり表などを伝え、全職員が把握するようにしています。食物アレルギーのある子どもの食事の提供に関しては、各月の献立を前月に園長、主任がチェックをしています。配膳時に食事の変更の有無を栄養士が保育士に伝え、クラス内でも保育士間で周知します。食材のチェック表を確認し、配膳前の調理室で声をかけ合って点検し、配膳した保育士は子どものそばから離れないなど、確認する場を何か所も設けて誤食のないよう、安全に配慮しています。今年度はアレルギーに関する特別な研修会は実施していませんが、クラス会議やリーダー会議をはじめ日常的に情報を交換して、必要な知識や情報を得たり理解を深めたりしています。保護者には園内に食べ物を持ち込まないように依頼をしています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園では、「食の楽しさを体感し興味を持たせながら食の大切さを教えていく」を全体目標とする食育実行表を作成しています。特に3～5歳児は、たけのこやとうもろこしなどの食材の皮むき、実際の調理など、年齢に応じて保育計画に位置付け、多くの食物に興味を持って食べられるよう、豊かな体験の工夫をしています。一人ひとりの発達や体調など、子どもの食欲に合わせて量を調整して、楽しく食べられる雰囲気を作っています。献立には日本の郷土料理や世界の料理を取り入れて、日本食の良さや各国の食文化に触れる機会にしています。朝ごはんの話や季節の野菜、色別のミネラルなどの栄養、七草の話など、毎月テーマを決めて、栄養士が作成したポスターなどを掲示し、子どもが食について関心を深められるよう取り組んでいます。食に関するポスターは玄関に大きく掲示されていて保護者も見ることができます。調理献立表も自由に持ち帰りができ、送迎時には食について子どもが保護者に説明する姿も見られ、家庭との連携も図れています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 離乳食では、初・中・後期の分け方だけでなく、子ども一人ひとりの発育状況に合わせて、食材の大きさや固さを調整して調理をしています。また、風邪、下痢気味など体調に合わせて献立の工夫もしています。献立には、こいのぼり、七夕、お月見、ハロウィンなどを感じられる行事食を取り入れています。園で栽培したトマトやきゅうり、大根などの食材を使用し、季節感のある献立に配慮しています。園では子どもの好き嫌いを把握していて、毎月の献立表には前月の給食とおやつの人気メニューランキングも記載しています。栄養士は常に子どもの食事の様子を見えています。給食は1か月に2回、同じメニューを提供しており、毎月、栄養士やリーダー、主任、施設長が給食会議を行い、おいしく安心して食べられるように後半に生かしています。園では、献立計画をはじめ、食糧の納入・検収保管作業、下調理作業、盛り付け配膳作業などの9項目にわたって「衛生管理マニュアル」を整備していて、衛生管理が適切に行われています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0~2歳児では連絡帳を使用して保護者と情報交換をしています。連絡帳は必ず対面で互いに手渡しをするようにし、その際、保護者と園や子どもの様子などを話すとともに、保育の意図や保育内容についても話をしています。連絡帳に、園からは子どもの園での様子や睡眠、食事、排泄の時間や内容などを記録し、保護者も同じ項目で家庭での様子を記入しています。3~5歳児のクラスのお知らせは、事務室前に設置の各クラスのノートに記録されていて、保護者はほかのクラスのノートも見ることができます。園全体のお知らせは階段横の告知板に掲示するなど、日常的に保護者と情報交換を行っています。保護者から子どもについての保育士が聞かれても答えられるように、全職員で全園児を見る方針のもと、全職員が出勤時に事務室にある「連絡ノート」「怪我ノート」を必ず確認して情報共有をしています。保護者が園で半日、お母さん先生として子どもと過ごし、その後、保育士との話し合いを持ち、子どもの成長を共有できるようにする取り組みも行っています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園では、保護者の就労など個々の状況に応じて、保護者からの保育時間の延長や見学の希望、意見、要望の解決に取り組み、対応が難しい場合でもていねいに事情を説明し、保護者が安心して子育てができるように支援しています。保護者からの質問や相談など、その場で答えられない時は、主任や園長に相談して必ずフィードバックをしています。乳児の保育室の前には、おんぶひもや予備のオムツを収納できる保護者用の個別の引き出しがあり、荷物を就労先まで持ち込まなくても良い施設設備を整えています。保護者との日々のコミュニケーションを大切にして、保護者からの相談には随時応じ、必要に応じて主任や園長が同席するなど、信頼関係を築く取り組みを行っています。園には育児支援員を配置し、相談内容によっては子育て支援担当、栄養士、嘱託医、鶴見区保健センターの保健師などと連携して、相談に応じる体制ができています。相談内容は面談記録などに記載されています。園の特性を生かして栄養士による離乳食の講座や育児相談、育児講座などを行っています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 園では、虐待の兆候を見逃さないように、特に休み明けの朝の視診や衣服の着脱時には、体の傷を見たり休日の子どもの様子を聞いたりして、ていねいな実態把握に努めています。園では子どもにけがをさせない方針のもと、保育士は子どものけがについては細かく確認するなど注意を払い、少しの傷でも主任や園長に報告しています。虐待が疑われる時は主任や園長に報告し、必要に応じて鶴見区保健センターに相談しています。保健センターは保護者や家庭の状況を確認したうえで、状況に合わせて児童相談所や民生委員などにつなげています。児童相談所から園に連絡があった場合は、職員会議などで周知徹底して、虐待防止のための行動把握を行い、関係機関の指示を基に実践、連携を図って取り組んでいます。園では、虐待防止のために必要な体制、行為の禁止、研修の実施などを運営規定に定め、「虐待防止対応マニュアル」を整備し、虐待防止に向けて早期発見・早期対応に努めています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 保育士の自己評価及び保育所の自己評価は、年1回の実施が園運営規定に定められていて、定期的に行っています。園の方針の理解と実施、目標設定、役割とその評価などの項目を設定した自己評価チェックシートを1月に職員に配付しています。その後、3月のクラス会議の際には、主任と施設長も参加し、各保育士が報告し合い、互いに成果や課題を確認しています。クラス全職員で報告を共有し合うことで、改善に向けての実施状況や努力の成果を、ほかの職員も確認でき、保育実践に生かすことができます。また、報告を共有することで互いに学び合い、保育改善や専門性の向上につながっています。保育士個々の自己評価は、園全体の保育実践の評価にもつながっています。年間カリキュラムの見直しや月案、週案の作成の際には、職員間での話し合いを通して、クラスや園全体の保育実践について反省、評価を行っています。	